

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- **規 則**  
技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則、福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則及び福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十九号

#### 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 （新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例）

技能労務職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給することとし、この場合における第九

条第三項の適用については、同項第一号中「千六百八十円（専ら作業又は業務に従事した場合にあつては、一月につき七千五百円）」とあるのは、「四千円」とする。

別表第三備考を削る。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第三項の規定は令和二年二月一日から、別表第三の規定は令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（人 事 課）

### 福島県規則第七十号

#### 福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

六 福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の規定による次に掲げる申請等

ア 第二十七条の規定による申請

イ 第三十三条第三項の規定による申請

別表第一の七の項を削り、八の項を七の項とする。

#### 附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（情報政策課）

### 福島県規則第七十一号

#### 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第六十六条第一項の」を「第五十七条第一項の農林水産省令で定める」に改め、同条第二号中「第六十六条第五項第一号」を「第六十条第五項第二号」に改め、同条第三号中「昭和四十年福島県規則第五十九号」第七号第二号ウのさし網により営む漁業」を「令和二年福島県規則第六十八号」第四条第一項第五号の刺し網漁業」に改め、同条第四号中「第七号第二号カの固定式さし網により営む漁業」を「第四条第一項第八

号の固定式刺し網漁業」に改め、同条第五号中「第七条第二号ケの小型定置により営む漁業」を「第四条第一項第十一号の小型定置漁業」に改め、同条第六号中「第一百十条第一項」を「第一百五十二条第一項」に改める。

様式第一号(その1)中 「住所  
氏名  
印」を 「住所  
氏名

」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、

同様式中備考3を削る。

様式第一号(その2)中 「組  
氏名  
代表者氏名  
印」を 「組  
氏名  
代表者氏名

」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号中 「住  
氏名  
印」を 「住  
氏名

」に改め、同様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同

様式中備考4を削る。

**附 則**

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(水 産 課)